

薬生第 909 号
令和 6 (2024) 年 9 月 13 日

一般社団法人栃木県薬剤師会長
一般社団法人栃木県病院薬剤師会長
栃木県医薬品卸協会会長
栃木県麻薬協会会長
栃木県薬事工業会長
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会栃木県支部長

様

栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課長 小島 敏

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」、「大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令」及び「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について(通知)

このことについて、別添のとおり、令和 6 年 9 月 11 日付け医薬発 0911 第 1 号により、厚生労働省医薬局長から通知がありましたので送付します。

つきましては、貴会員に周知いただきますようお願いいたします。

温泉・薬物対策担当
TEL 028-623-3119

メール : onsenyakubutu@pref.tochigi.lg.jp